

舞 鶴 総 第 92 号

令和 6 年 8 月 29 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について

(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 7 号

和解の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり和解することについて専決処分する。

令和 6 年 8 月 26 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 和解の内容

事件に係る相手方自動車の修理に要する費用のうち 15 パーセント相当額(11,517 円)は舞鶴市が負担し、市所有自動車の修理に要する費用のうち 85 パーセント相当額(98,231 円)は相手方が負担する。

2 事件の概要

市所有自動車が道路を走行中、一時停止義務に違反して交差点に進入してきた相手方自動車が市所有自動車に接触し、双方の車両が損傷した。

3 発生年月日

令和 5 年 12 月 28 日

4 発生場所

舞鶴市字下福井地内

国道 175 号